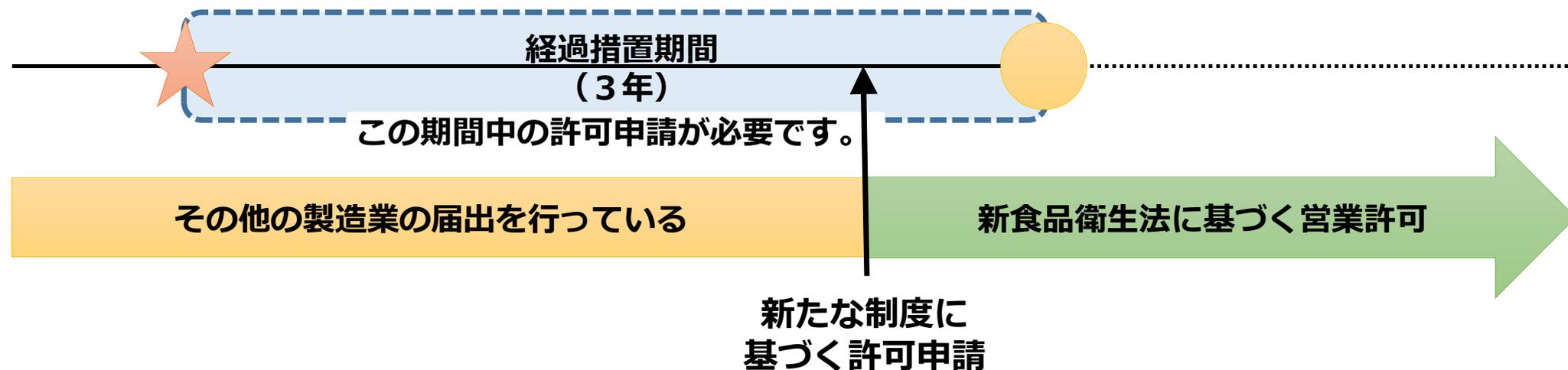


- 現在、その他の製造業（液卵製造業）の届出をしている事業者の方は**許可に移行**します。
- 経過措置として、**令和6年5月末**までに申請を行う必要があります。

新たな許可届出制度開始日
令和3年6月1日

経過措置終了日
令和6年5月31日



※令和6年5月31日以降は法許可施設に移行となりますので、それまでに許可申請手続きが必要になります。
なお、既に液卵製造業を営んでいる事業者で届出されていない場合は、保健所までご連絡をお願いします。